

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和5年2月14日
大 阪 府

大阪府総務部契約局建設工事検査成績評定書及び
成績評定基準の改正等について（通知）

標記について、下記のとおり改正等を行いますので、お知らせします。

今回の改正等は、令和4年12月28日にお知らせいたしました『府発注工事における電子マニフェスト使用の義務化について』でお示しています電子マニフェストの使用が確認できなかった場合の評価項目を全ての工事の成績評定書及び成績評定基準へ追加する改正を含んでおります。

加えて、令和4年11月14日にお知らせいたしました『撤去工事及び造園工事における成績評定の実施について』でお示しています解体工事の成績評定書及び成績評定基準の制定と、建築に付随する造園工事の成績評定を建築工事成績評定書及び成績評定基準に追加する改正を含んでおります。

記

1. 大阪府総務部契約局建設工事検査成績評定書及び成績評定基準

建築工事	（改正）
解体工事	（制定）
建築設備工事	（改正）
土木工事	（改正）
設備工事	（改正）
交通安全施設工事	（改正）

2. 大阪府総務部契約局建設工事検査の技術的基準・別表 （改正）

3. 適用時期

令和5年4月1日以降に完成検査を実施する案件から適用します。

但し、解体工事及び建築に付随する造園工事の評定は、令和5年4月1日以降に契約した工事から適用します。

加えて、電子マニフェストの使用が確認できなかった場合の評定も、令和5年4月1日以降に契約した工事から適用します。

【掲載先】

https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-youkou.html#manifesto

【問合せ先】

大阪府総務部 契約局 建設工事課
建設工事課

土木検査グループ（内線5352）

建築検査グループ（内線5355）

電話 06-9941-0351（代表）